

教委訓令第 11 号

宇和島市認定地域クラブ活動におけるコミュニティコーチの配置に関する要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

宇和島市教育委員会
教育長 山村 由美

宇和島市認定地域クラブ活動におけるコミュニティコーチの配置に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、宇和島市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（令和 8 年教委訓令第 10 号。以下「要綱」という。）第 3 条ただし書きに規定する宇和島市認定地域クラブ活動（以下「認定地域クラブ活動」という。）に対し、宇和島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指導者（以下「コミュニティコーチ」という。）の配置を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(活動日及び活動時間)

第 2 条 コミュニティコーチは、土曜日、日曜日又は休日において活動するものとし、活動時間の上限については、移動に要する時間を除き、次に掲げるとおりとする。

- (1) 連続する土曜日又は日曜日 3 時間
- (2) 休日 3 時間
- (3) 大会等に参加する場合 6 時間

(コミュニティコーチの要件)

第 3 条 コミュニティコーチとなることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 指導する認定地域クラブ活動に関連する知識、技術、競技経験及び指導経験を有していること。
- (2) 指導する認定地域クラブ活動に関連する指導者資格を有していること。ただし、活動の内容等によりこの限りでない。
- (3) 生徒に対する教育的指導能力を有していること。

- (4) 学校との良好な関係を保つことができる者であること。
- (5) 生徒及び保護者等からの信頼性を有すること。
- (6) 健康状態が良好であること。

(認定)

第4条 コミュニティコーチとして認定地域クラブ活動の指導に従事しようとする者（以下「申請者」という。）は、宇和島市認定地域クラブ活動コミュニティコーチ認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 宇和島市認定地域クラブ活動コミュニティコーチ誓約書（様式第2号）
- (2) 公益財団法人日本スポーツ安全協会が取り扱うスポーツ安全保険の加入証書
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類

2 教育委員会は、前項の申請書を受理した場合は、その内容について審査を行い、その結果について、宇和島市認定地域クラブ活動コミュニティコーチ認定通知書（様式第3号）又は宇和島市認定地域クラブ活動コミュニティコーチ不認定通知書（様式第4号）により申請者に対し、通知するものとする。

3 コミュニティコーチの認定期間は、認定した日の属する年度の3月31日までとする。

(服務)

第5条 コミュニティコーチは次に掲げる定めに従い、指導者としての業務に従事するものとする。

- (1) スポーツ活動又は文化活動の専門的な技術指導を行うこと。
- (2) 学校部活動が担ってきた教育的価値を継承し、生徒の健全育成に寄与すること。
- (3) 認定地域クラブ活動が安全に行えるよう、怪我や事故を防ぐことに努めるとともに、緊急時においても適切な対応を行うこと。
- (4) 安全管理の観点から、日程や内容を保護者や生徒に周知し、必要に応じて保護者の同意を得ること。
- (5) 長期的な視点に立ち、認定地域クラブ活動の目標及び練習計画を立案し、効果的な活動に寄与すること。
- (6) 大会、発表会等の予定について確認し、事前に生徒に通知すること。
- (7) 活動日の指導内容や参加人数、生徒の様子、事故の有無などを記録すること。
- (8) 平日の部活動の顧問との連携を図り、より効果的な指導に努めること。
- (9) 学校において「部活動指導のガイドライン」が定められている場合は、当該ガイドラインと同等の対応を行い、必要な書類（事故報告書の様式等）の準備を行うこと。
- (10) 体育館、グラウンド等の施設を使用する場合には、予約等の確認を行うこと。

- (11) 偏った指導や不適切な指導を行わないこと。
- (12) 教育委員会が主催し、又は指定する研修を受講すること。
- (13) 指導に当たり知り得た情報（生徒の個人情報や学校運営に関わる事項等）を外部に漏洩しないこと。なお、コミュニティコーチの職を辞した後も同様とする。
- (14) その他教育委員会が指示する事項
(謝礼金)

第6条 コミュニティコーチに対する協力謝礼金の額は、1時間につき1,300円とする。

(旅費)

第7条 コミュニティコーチが市外における大会参加等のため旅行したときは、旅費を支給することができる。

(認定取消しの申出)

第8条 コミュニティコーチが認定期間中において、当該認定の取消しを希望する場合は、宇和島市認定地域クラブ活動コミュニティコーチ認定取消申請書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第9条 教育委員会は、コミュニティコーチが次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条の規定による申請において虚偽の内容が含まれていることが判明したとき。
- (2) 第3条及び第5条の規定に反する行為等があったとき。
- (3) コミュニティコーチから前条の規定による認定取消申請があったとき。
- (4) その他コミュニティコーチとして不適切な行動等があったと認められるとき。

2 教育委員会は、第1項の規定により認定を取り消したときは、宇和島市認定地域クラブ活動コミュニティコーチ認定取消通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第2号（第4条関係）

宇和島市認定地域クラブ活動コミュニティコーチ誓約書

年 月 日

宇和島市教育委員会 様

氏 名（自署）

宇和島市認定地域クラブにおいて、コミュニティコーチとして指導するに当たり、次の事項を誓約します。

誓約事項

私は、

暴力、暴言、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこのような行為を行わないとともに、参加生徒同士によるこうした行為も許しません。

また、以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することは決してありません。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 暴力団あるいは暴力団員をはじめとする反社会的勢力等である者又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- 3 過去に、暴力、暴言、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

上記誓約事項に違反した場合は、コミュニティコーチの認定の取消しを受けることを承諾します。

様式第3号（第4条関係）

宇和島市認定地域クラブ活動コミュニティコーチ認定通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった宇和島市認定地域クラブ活動におけるコミュニティコーチ認定申請について、宇和島市認定地域クラブ活動におけるコミュニティコーチの配置に関する要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり認定します。

記

- 1 認定地域クラブ活動の名称
- 2 コミュニティコーチの氏名
- 3 認定期間 年 月 日～ 年 月 日
- 4 留意事項

様式第4号（第4関係）

宇和島市認定地域クラブ活動コミュニティコーチ不認定通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった宇和島市認定地域クラブ活動におけるコミュニティコーチの認定について、下記理由により認定しないこととしましたので通知します。

記

- 1 宇和島市コミュニティコーチ認定申請者の氏名
- 2 不認定の理由

様式第5号（第8条関係）

宇和島市認定地域クラブ活動コミュニティコーチ認定取消申請書

年 月 日

宇和島市教育委員会 様

申請者

住 所

氏 名

宇和島市認定地域クラブにおけるコミュニティコーチの配置に関する要綱第9条の規定により、下記のとおり宇和島市認定地域クラブ活動コミュニティコーチの認定取消しを申請します。

記

- 1 認定地域クラブ活動の名称
- 2 認定取消しの申出の理由

様式第6号（第9条関係）

宇和島市認定地域クラブ活動コミュニティコーチ認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市教育委員会

貴殿につきましては、宇和島市認定地域クラブ活動におけるコミュニティコーチの配置に関する要綱第9条第1項第 号の規定により、認定を取り消すこととしましたので通知します。